

2024年度

関西大学会計専門職大学院

入学試験問題（10月募集）

[一般入試〔素養重視方式〕]

## 小論文

### 受験上の注意事項

- 1 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
- 2 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
- 3 問題は13ページまであります。
- 4 試験時間は90分です。  
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
- 5 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
- 6 時計のアラームは解除し、また、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・携帯型音楽プレイヤー等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
- 7 問題冊子の余白等は適宜使用してもかまいませんが、ページを切り離したり破いたりしてはいけません。
- 8 不正行為を行った者は試験を無効とします。

入学試験日 2023年10月22日（日）

# 小論文

---

## 問題

次の資料〔第 211 回国会 参議院 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 第 3 号（令和 5 年 3 月 16 日（木曜日））会議録（部分）〕を読んで、以下の問いに答えなさい。

- （1） SH 委員はマイナンバーカードの交付枚数の累計に基づく MK 政府参考人の説明に対し、どのような問題があると指摘していますか。
- （2） マイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、SH 委員はその取得を現実的には強制されていると考えていますが、そのように考えている理由についてすべて挙げなさい。
- （3） N 政府参考人は、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、マイナンバーカードで受診することによって、どのようなメリットがあると述べていますか。
- （4） ON 国務大臣は、これまでの地方創生に向けた取り組みを総括した際、どのような問題が生じていると認識していますか。
- （5） HM 委員は、標準化システム移行によって標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等がむしろ膨らむなど、三割削減という目標達成に懸念を示しています。これに対し、KT 国務大臣はどのような見解を述べていますか。

資料[第 211 回国会 参議院 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 第 3 号 (令和 5 年 3 月 16 日(木曜日))会議録(部分)](固有名詞は記号化するなど一部改作しています)

○T委員長 去る十三日、予算委員会から、三月十六日の一日間、令和五年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、内閣所管のうちデジタル田園都市国家構想関係経費、内閣府所管のうち内閣本府地方創生関係経費及び地方創生推進事務局並びにデジタル庁所管について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

審査を委嘱されました予算について、政府から順次説明を聴取いたします。ON 国務大臣。

○ON 国務大臣 令和五年度における内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、内閣府地方分権改革推進室等、内閣官房、内閣府本府における当委員会に関連する部局に計上されている予算について、その概要を説明いたします。

令和五年度においては、総額千六十四億千九百万円を一般会計に計上しております。

その主な項目は、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、デジタルの活用などによる観光、農林水産業の振興等の地方創生に資する取組、拠点施設の整備を支援するなど、地方創生の推進に必要な経費として六百二十二億二千三百万円、地方創生の推進のための基盤整備事業に必要な経費として三百九十七億七千七百万円となっております。

以上で、予算の説明を終わります。

○T委員長 KT デジタル大臣。

○KT 国務大臣 令和五年度デジタル庁予算について、その概要を御説明申し上げます。

デジタル庁におきましては、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に沿って、デジタル化による新しい付加価値を生み出し、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指すための予算として、デジタル庁所管の歳出予算要求額を総額四千九百五十一億四千七百万円計上しております。

前年度当初予算額より二百三十一億二千二百万円の増額となっております。

以下、要求額の内訳について御説明申し上げます。

第一に、マイナンバーの利活用や公金受取口座の登録を促進するとともに、デジタル原則を踏まえたアナログ規制の横断的な見直しやデジタル推進委員等の取組を強力に進め、また、社会全体のデジタル化の司令塔となるデジタル庁の体制強化に必要な経費として、百三十九億五千九百万円を計上しております。

第二に、デジタル庁における情報システムの整備、運用や、各府省庁のシステムを整備するため、年間を通じた一元的なプロジェクト管理を実施し、デジタル庁で整備するシステムやネットワーク等

の共通基盤の利活用を前提としたシステムの統合、共通化、情報連携を実現するために必要な経費として、四千八百十一億八千八百万円を計上しております。

以上、令和五年度デジタル庁予算の概要について御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○T委員長 以上で予算の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

————— 中略 —————

○SH君 RM党のSHでございます。

私は、マイナンバーカードから伺いたいと思っております。

ここに来て、マイナポイントの効果もあってマイナンバーカードの取得率が伸びているというふうに聞いておりますけど、まず、カードの交付状況、これはどういうふうになっているのでしょうか。

○MK政府参考人 マイナンバーカードの交付に対するお尋ねでございます。

マイナンバーカードの交付枚数の累計は、令和五年三月十四日時点で約八千九十五万枚でございます、人口に対する割合は約六五・一％となっております。

○SH君 都道府県別の数字も見てみたんですけども、やっぱり自治体によって大分ばらつきがある。

それから、もう一つなんですけど、年齢別の交付枚数率を見てみると、一番高いのが九十歳以上なんですよね。九十歳以上が七六％になっていまして、例えば十歳から十四歳だと五七％、こんなような感じで、年齢が上がるほど交付枚数率が高くなっているんですけど、これはどういうことなんでしょうか。

○MK政府参考人 マイナンバーカードの交付枚数の年代別の取得についてのお尋ねでございます。

委員御指摘のとおり、六十歳、六十代以上は高くなる傾向がございますが、一方で、若年層は相対的に低くなっているという状況でございます。また、四十代もやや低くなっているという状況でございます。

その要因でございますけれども、取得に必要性が感じにくいなどの理由、あるいは修学中や仕事中等のため平日の日中の来庁は困難な場合があること、また十五歳未満の方の場合には本人がカードの受取の際に親族等の法定代理人も一緒に役所に出向く必要があることなど、手続面での負担感があることが要因ではないかというふうに推察をいたしているところでございます。

○SH君 これ、亡くなった人の分もいわゆる分母に入る、交付枚数の累積ということなので、それで高くなっているんじゃないですか。ちなみに、百歳以上だと九九・一%という数字もあるみたいなんですけど、どうなんでしょう。

○MK政府参考人 私ども、今委員が御覧になっている数字は累積の交付枚数でございますので、累積の私ども交付枚数ということでございます。なので、私どもがこれまでマイナカードを交付開始しましてから交付した枚数の累計ということで取っている数字でございますので、今のその数字としてお示しているものでございます。

その点の分析につきましては、私どもの方ではまだ、これからやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

○SH君 ということで、これはいわゆる本当の保有率ではないんですよね。あくまで累積の発行枚数が分母になっているということなので、本当にこういう統計の取り方でいいかどうかということなんです。

大臣、今の話聞いてどういうふうに思われましたか。KT大臣。

○KT国務大臣 おかげさまで、申請でいえばもう九千五百万枚を超えましたので、これからはしっかりと多くの方に申請していただいて、なるべく早く交付できるように努力してまいりたいと思います。

○SH君 いや、じゃなくて、高齢、だから、亡くなった人の分もこれ数字に入っているの、これ一〇〇%超えたりするわけですよ、実際にこれからですね。そういう意味では、真の取得枚数、取得率を私はちゃんと出すべきじゃないかというふうに思っているんですけども。

そもそも論なんですけれども、このカードの取得は任意ということによろしいですね。

○KT国務大臣 はい、そのとおりです。

○SH君 では、強制を避けた、義務化を避けた理由、これは何でしょう。

○T委員長 もう一度。

○SH君 義務化を避けた理由、大臣。

○KT国務大臣 これは取得を申請ベースにしておりますので、申請をした方に交付をするということにしております。

○SH君 これまでの答弁だと、顔写真が本人が撮影してそれを提供するとか、対面で本人への確

認を必要としていると、いろいろなもろもろの事情があつて義務化していない、申請によるものとしたという答弁もあるようですけれども、元々これ義務化じゃないということなんですけれども、最初は取得枚数の目標もこれも掲げていなかったと思うんですよね。ところが、令和四年度末までにほとんどの住民がカードを保有すると、こういう目標設定が途中で行われたわけです。これはなぜなのでしょう。

○KT国務大臣 二〇一九年に開催されましたデジタル・ガバメント閣僚会議では、安心、安全で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、二〇二二年度中にほとんどの住民がカードを保有することを想定するというふうにしてございました。それが、二〇二〇年の十二月のデジタル・ガバメント実行計画、これを閣議決定したわけですが、その際に、カードの利便性の向上を図りつつ、二〇二二年度末までにはほぼ全国民に行き渡ることを目指すというふうにしたしまして、関係省庁と連携してその普及促進に取り組むということにしたものでございます。

○SH君 今説明がありました、目指すということだったんですけれども、いつの間にかその数字が独り歩きをしているような気がしてしょうがないんですよね。

先ほどKT大臣も、おかげさまで、その交付率、取得率が伸びているということだったんですが、これはあくまで先ほどもおっしゃったように任意ということですので、例えばどうしてもやっぱり持ちたくないという人、やっぱり持たないわけです。実際、実は私も持っていないですけれども。そうした人に対するやっぱり配慮も、あくまで今の法の立て付けがなっている以上は必要じゃないかと思うんですけれども。

ただ、私も自治体の現場で働く皆さんと日頃交流が多いものですから、いろいろな話が耳に入ってくるんですよね。例えば、役場の方で急な人事異動があつて人が足りないということで回される、それから休日出勤、それから遅くまで残業がある、それからマイナポイントの申請期限が延長されましたけれども、それも突然通知があつたので大慌てで人の手当てをしているとか、こういう話。

ここでは、その交付税とかデジタル田園都市国家構想の交付金の問題、これ長くなるので触れませんが、例えば、これ地元の長野県、ある自治体なんですけど、職員がマイナカードを作らないなら人事評価に影響すると。これ、本当にパワハラまがいというか、まあパワハラそのものだと思うんですが、こういうことを言われたと。

また、私のところに直接メールで来たんですけれども、ある政府の出先機関で、職員が上司から、マイナカードを作らない理由を提出するようと言われてた。この人が不安になって連絡してきたんですが、人事評価に影響するんじゃないかと、こういうふうに関心しているという通報なんです。

大臣はこうした現状があることを御存じでしょうか。

○KT国務大臣 いろいろな自治体でマイナンバーカードの交付を急いでいただいている、そのために土日開庁したり定時後の開庁をしたりということで、職員の皆さんに御負担を掛けているという事実はよく分かっております。それに掛かる費用については、これは国の方で負担をさせていただこうというふうに思って、実際にそのようにやっております。

○SH君 やっぱり、職員に強制するようなことって、これ良くないですよ。どうですか。

○KT国務大臣 取得はあくまでも任意でございます。

○SH君 それをはっきりさせてほしいんですけど、総務省が、これ令和元年の六月に地方自治体に取得を勧奨する通知を出しているというふうに聞いております。この後も繰り返し通知が出されているんですけども、今もKT大臣の答弁がありましたけれども、この通知もういいんじゃないですか、やめた方がいいんじゃないですか。どうですか。

○MK政府参考人 お答えいたします。

地方公務員のマイナンバーカードの取得に関しましては、地域のデジタル化を推進していく観点からも、住民に身近な行政を担う自治体におきまして、地方公務員自らが率先してマイナンバーカードを取得いただくことが重要だというふうに考えております。こうしたことから、自治体に対しまして、職員等のマイナンバーカードの取得推進の願いをしてきたところでございます。

引き続き、地方公務員のマイナンバーカードの取得推進に向けまして適切に対応してまいります。

○SH君 今適切に対応とおっしゃったんですけども、適切に対応するんだったらもう通知はやめた方がいいと思います。これ、国からのやっぱり圧力みたいになっているし、それにお金が実際に絡んできているわけですから。

マイナ保険証など、先ほども申し上げましたけれども、私は強引だと思うんですが、そうした政策が地方自治体の現場に影響を与えていることは間違いないと私は思います。その象徴が、岡山県の備前市、有名になりました、マイナカード取得を条件とした給食費の無償化ということで、先週条例案が市議会の委員会で可決されたそうですが、賛成四、反対三と、こういう僅差だったそうです。それだけ批判が強いということではないかと思っております。

これ、教育の機会均等に反しないでしょうか。どうでしょうか。

○MK政府参考人 お尋ねの件につきましては、自治体独自の施策ということで理解をしております。

平成十一年の地方分権一括法の制定以来、国と地方の関係は対等かつ協力の関係にあるものと認識をしております。自治体独自の施策につきましては、各自治体の自主的な判断により取り組むことが基本であると考えております。御指摘の取組につきましても、当該自治体独自の施策でございまして、その要件等につきましても、当該自治体におきまして住民の御意見や議会での議論などを踏まえまして、丁寧に検討の上、御判断いただきますとともに、しっかりと説明責任を果たしていただきたいというふうに考えております。

○SH君 こういうときは自治体の判断と言うんですよね。実際には、だけど、やっぱり自治体はプレ

ッシャー受けていて、これは極端な例かもしれませんが、こういうことが現実に起きている。

そして、やっぱりどうしても触れざるを得ないのが、そのマイナカードと保険証の一体化なんですけれども、先週関連法案が閣議決定されました。これから法案が審議されるので、余り詳しくは今日はやりませんが、カードを持たない人に保険証の代わりに資格確認書を出すと、こういうことのようにございます。有効期限一年間の更新ということで、取得に手間が掛かる、その更新がいつまで続くのかも分からない、また受診の際にもマイナ保険証に比べて窓口負担が重くなると、こういうふうに言われておりますけれども、これは事実なんでしょうか。

○N政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のございました診療報酬におきます医療情報・システム基盤整備体制充実加算でございますけれども、こちらは、オンライン資格確認を導入された医療機関でございまして、患者に対して薬剤情報、特定健診情報などの必要な診療情報を取得、活用して診療を行う医療機関が算定できる加算でございます。これらの医療機関におきましては、患者さんの方にとりまして医療の質が向上することを評価しているものでございます。

この診療報酬上の加点でございますけれども、患者の方がマイナンバーカードで受診された場合には、オンラインで患者情報を確認できる、問診などの業務負担が減ると考えられますことから、カードを利用されない場合と比べて患者負担を低くしている。また、こうした観点から、現行の被保険者証で受診された場合は患者負担が高くなっているというものでございます。

資格確認書の取扱いでございますけれども、今後の運用方法等を踏まえた上で検討することとなりますけれども、オンラインで薬剤情報などの患者情報を確認することができないという点から、現行の被保険者証と同様の取扱いとなると考えているものでございます。

オンライン資格確認には、今申し上げましたように、数多くのデータを活用したより質の高い医療を受けていただけるといったような様々なメリットございますので、こうしたメリットを少しでも早く実感していただけるように、丁寧に関係者の方に御説明をしながら、しっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

○SH君 どれぐらい差が付くのか分かりませんが、非常に評判が悪いです。これは評判が悪い。同じ保険料を払っていてなぜこんな差別をされなきゃいけないのか、それから給付の平等性を損なうんじゃないか、こういう書き込みなんかネットがたくさんあるんですけども、こうした批判、こうした意見に対して、厚労省、どう考えているんでしょうか。

○N政府参考人 この加算でございますけれども、まず、一番着目しておりますのは、やはりその患者の方に対しまして、その方がこれまでお飲みになりました薬剤の情報でありますとか、あるいは健診がどうであったかといったような、そういった情報も踏まえて、そういったことを正確に踏まえて診療を受けていただけるという、そういうことに着目して、そういう情報を活用して診療を行う医療機関であると、そこを受診されているということで加算をしているものでございます。

したがって、マイナンバーカードで受診された場合には、今申し上げましたような情報をオンラインで確認できるということがございまして、マイナンバーカード以外で受診された場合、そういう情報が確認できない場合と比べますと、やはりその問診等の業務負担は異なってくるということがございますので、こうした対応としているものでございます。

○SH君 納得できません。私は、自分でどんな薬を飲んでいるか、そしてどんな病歴があるか、私分かっていますので、そういうことは私は理由にならないというふうに思うんですね。どう考えてもこれはやっぱりおかしい。

そして、今の保険証の制度が、保険証の仕組みそのものが何か物すごく問題があれば、それは変えた方がいいとは、そう思いますけれども、今の健康保険証、何も問題がないですよ、基本的に。それをなぜ健康保険証を廃止するのか、来年でもって、この理由が分かりません、どうしても分かりません。もう一回説明してください。

○N政府参考人 ただいま御説明させていただきました点、マイナンバーカードと健康保険証を一体化をして、マイナンバーカードで受診していただくことによりまして、健康、医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただけるということに加えまして、医療機関や保険者にとりましても、例えば医療機関等について申し上げますと、保険資格の転記が自動化できるといった事務コストの削減、また保険者にとってもそうした事務コストの削減という数多くの様々なメリットがございます。こうしたメリットを踏まえて、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、来年秋に保険証の廃止を行うことを予定しているものでございます。

○SH君 医療機関の方でもいろんなトラブルが起きているようです。これは後に質問があるかも分かりませんが、ここではもう触れませんが、これは私はどうしても納得できない。そして、様々な理由で作らない人ってやっぱりいらっしゃるわけですよ。あくまでも、そういう人を誰一人取り残さないと言うんだったら、こういう人も取り残さないようにしていただきたいというのはこれははっきり申し上げたいと思います。

この問題はまた改めて聞きますけれども、一つだけ、これ去年の暮れだったと思うんですが、報道によると、企業や行政機関などからマイナンバー情報が紛失、漏えいしたと見られるケース、これ発表が個人情報保護委員会からあったみたいですが、どういふ発表だったんでしょうか。

○MS政府参考人 お答え申し上げます。

個人情報保護委員会が全国の自治体のマイナンバー管理状況について点検をしたものでございまして、自治体の四五％が業務を委託しており、その一割超の自治体が委託先の管理体制を確認をしていないことが分かったという趣旨のものでございます。

個人情報保護委員会では、昨年度、地方公共団体から百二件のマイナンバーの漏えい等の報告を受けておりましたけれども、その主なものは、マイナンバーを含んだ書類を紛失した事案、ある

いはマイナンバーを記載した書類を誤交付した事案等ということでございます。

○SH君 二〇一七年度から二一年度までの五年間、少なくとも三万五千人の個人情報漏えいしたということなんです、これ悪用されたケースというのは確認されていますか。どうですか。

○MS政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま申し上げましたとおり、個人情報保護委員会では、地方公共団体より、平成二十七年から令和三年までの間におきまして合計で八百六十四件のマイナンバーの漏えい等の報告を受けてございます。その中で、いずれもマイナンバーが悪用されたとの報告は受けてございません。

○SH君 今悪用されたという報告がないということなんですけれども、なぜ起きたのか、その再発防止策、これは取られているのでしょうか。どうでしょうか。

○KM政府参考人 ただいまの件でございますけれども、かねてマイナンバー法作った当時から、マイナンバー制度においてこの個人情報の漏えい対策というのはしっかりと行ってきております。

特に、この制度におきましては、制度、システム両面におきまして各種のセキュリティー対策を講じておりまして、具体的には、マイナンバーを取り扱う者に対して情報漏えい防止等の安全管理措置の義務付け、個人情報保護委員会が必要な指導等を行うこと、行政機関等が保有する個人情報は一元管理をせず、各行政機関等で分散管理をし、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するという形で、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとしているなど、個人情報保護に十分配慮した仕組みとしております。

マイナンバーを利用する行政機関におきましては、マイナンバー確認と本人確認を実施することとしておりまして、仮に悪意ある者がマイナンバーを知り得たとしても直ちに被害が生ずることはないという仕組みとしております。

今後とも、マイナンバー制度の安全性について丁寧で分かりやすい広報や周知を行い、国民の不安や誤解を払拭していけるように関係省庁一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○SH君 そういうシステムだということなんですけど、実際に漏えいがこれだけやっばり起きているわけですから、やっばりその不安を払拭する試みというのは、これは不断にお願いをしたいというふうに思います。そうでなければ、恐らくやっばりどうしても取らないという人はかなり一定程度残るんだろうというふうに思っております。そうした人への配慮を是非お願いしたいと思います。

ちょっと残りの時間が五分弱になりましたので、地方創生、最後伺いたいんですけども、いわゆる従来の地方創生、まち・ひと・しごと創生総合戦略、二〇一六年から二〇一九年度、五年間、これ第一期で、一九年度から二四年度までが第二期として進められてきたんですけども、これがこの度、デジタル田園都市国家構想交付金ということでリニューアルされるということなんですけれど

も、ここまでの地方創生の取組、まあその予算のことも含めてなんですが、検証と評価というのは、これはできているのでしょうか。ON大臣。

○ON国務大臣 お答え申し上げます。

これまで地方創生に向けた取組を進めた結果、地域の魅力向上、にぎわいの創出の観点から、地方創生関係交付金の活用を通じて地域の創意工夫を生かした取組が各地で進められてまいりました。

そのほかに、地方への資金の流れの観点から申しますと、一千団体以上の地方公共団体で企業版ふるさと納税が活用されたこと、また、地方への人の流れの観点から、地方創生移住支援事業を活用して、東京圏からの移住促進に約千三百市町村が取り組んだことなど、一定の成果を上げたところがあると思います。

他方、人口減少、少子高齢化が進展する中で、東京圏への過度な一極集中が進むことで、地方の過疎化やコミュニティーの弱体化、地域経済の縮小などの様々な問題が生じていると認識しております。

こうした社会課題の存在、地方の過疎化を一層進展させる要因というものを踏まえて、地方創生のこれまでの取組の成果も踏まえながら、デジタルの力を活用して地方の社会課題解決取り組んでまいりたいと、このように総括をし、また課題を認識しております。

○SH君 私、長野に移り住んで七年になるんですけども、私が長野に行った七年前と今を比べても本当に過疎化が一層進んでいる。確かに一部そういうテレワークだとかワーケーションのその拠点ができたりしていますけれども、これあくまで本当にごく一部で、ほとんど大多数のところは加速化していると思うんですよ。

実際に、コロナで都市から地方への流れ、人の流れってできかけたかと思ったんですけど、またここに来て東京の一極集中再加速しているみたいなんですけど、この現状と、それからその対策、分析、これはいかがでしょう。

○ON国務大臣 御指摘の東京圏の転入超過数については、二〇一九年に約十四・六万人であったものが二〇二二年には約九・四万人と、三年間で約五・二万人減少いたしました。しかしながら、御指摘のとおり、直近で見ますと、二〇二二年の転入超過数は二〇二一年に比べて約一・四万人増加ということで、また少し頭をもたげてきている、要注意というふうに考えておまして、また進学や就職を契機に十代後半から二十代の若年層が東京圏に転入超過になっていると。このことを踏まえて、デジタルの力を活用しつつ、やはり地方への人の流れをしっかりとした力強いものにならなければならないというふうに考えております。

企業の本社機能の配置見直しでありますとか、あるいは移住における子育て世帯加算額を子供一人当たり最大三十万円から百万円に増額をいたしますし、移住や二地域居住に活用する集合住宅など民間事業者の施設整備に対する間接補助を創設するなど、様々なことを工夫して対処し

てまいりたいと存じます。

○SH君 時間が来ました。

要注意という話だったんですけども、これは二〇二七年までに首都圏とそれ以外の都道府県の転出入を均衡させるという新たな目標を立てたわけですけども、これ自体がもう赤信号がとまりかけているという認識でございますので、またこれについては改めてこの委員会の中で論議してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

————— 中略 —————

○HM君 KM党のHMです。

初めに、ガバメントクラウドへの移行についてKT大臣に伺います。

地方公共団体の標準化システムの移行期限を二〇二五年度末としていることについて、これまで、移行期間、つまり二〇二五年度末を過ぎても一定の期間に移行すればよいという扱いを求める要望が政令指定都市市長会や中核市長会から政府に提出されてきました。

千七百以上の自治体が同時期に標準化システムに移行することとなりますが、移行期限の二〇二五年度末に間に合わないという意思表示をしている個々の自治体はあるのでしょうか。また、現時点で二〇二五年度末という期限を変更する計画はないのか、KT大臣の御見解を伺います。

○KT国務大臣 今、総務省と連携をしまして、千七百四十一にこのガバクラへの移行のスケジュールについていろいろとお伺いをしているところでございます。若干の自治体から間に合わないという悲鳴、不安が聞こえておりますので、今その詳細をヒアリングをしているところでございます。

何とか二〇二五年の当初の予定に間に合うように移行を完了させたいと今の時点では思っているところでございますので、デジタル庁として、必要な自治体に必要なサポートしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○HM君 私のところにもその悲鳴が聞こえておりますので、是非、いい改革でも無理して進めて不具合が起きたりということがあってはなりませんので、是非そうした声を聞いていただいて、緩やかな幅を持たせて、必要があればですが、是非進めていただきたいと思います。

次に、今年一月二十三日には、総務省自治行政局デジタル基盤推進室長から各自治体に、地方公共団体情報システムの標準化に関する移行経費の調査についてという照会ですが、この依頼がありました。

専門家に伺うと、現行システムの更新に比べて、標準化システムへの移行経費の方が高くなるという回答が多くなるのではないかと危惧する声もあります。

この照会の調査結果は総務省としてどのような活用をされるのか、またこの調査結果は公開され

る見込みなのか、教えてください。

○MK政府参考人 お答えいたします。

昨年十月の標準化基本方針の閣議決定におきまして、総務省はデジタル庁とともに、地方公共団体に対して必要な助言を行い、適正な費用での安全な移行が担保される計画を作成するとされたことを踏まえまして、御質問にありました、総務省では各地方自治体の標準準拠システムの移行に要する経費について調査を行っているところでございます。

本調査は、政府内で標準化に関する移行経費の在り方について検討を行うための資料とすべく実施しているものでございまして、調査内容には事業者からの見積りなど営業秘密が含まれ得ることから、個別自治体の回答内容が分かる形での公表はしない前提で行っているものでございます。

総務省といたしましては、本調査も踏まえまして、標準化への移行目標である令和七年度に向けて、各自治体が円滑に移行できるよう、引き続き自治体の実情や御意見を丁寧に向いながら必要な検討を行ってまいります。

○HM君 短く聞きますけど、これ、ですと、デジタル庁ともこの結果については共有されるということではないでしょうか。

○MK政府参考人 そのとおりでございます。

○HM君 是非、せっかく国民の税金を使ってこうしたアンケートを言わば行っているわけですから、先ほどありました、秘密でないものについては公表をしていただいて、地方の声についても分かるようにお願いしたいと思いますけど、この辺はいかがでしょう。

○MK政府参考人 この調査につきましては、先ほど申し上げましたように、政府内で標準化に関する移行経費の在り方について検討を行うための資料とすべく実施しているものでございます。調査内容には事業者からの見積りなど営業秘密が含まれ得ることがありますので、個別自治体の回答が分かる形での公表はしない前提で各自治体の御協力をお願いしているというものでございます。

この点を踏まえながら、今後の対応というのを検討してまいりたいというふうに考えております。

○HM君 是非公表して差し支えない部分があれば公表してほしいという、あくまでお願いでございます。

総務省によるこの調査結果は、全国の自治体が標準化システムに移行するプロセス、日程、そしてデジタル庁による各自治体への補助などに何か影響を与えるものなのでしょうか。

○KM政府参考人 お答え申し上げます。

移行経費に係る調査につきましては、現在、集計、分析中でございます。当該集計内容についてまだ確認できていないため、現時点で予断を持ってこの影響等を申し上げることは差し控えたいというふうに考えております。

一般論として申し上げますならば、移行経費については、現行システムの状況や標準準拠システムへの移行方法等に応じて発生するものというふうに認識をしております。これらの事実を踏まえて施策を検討することが重要であるというふうに考えております。

○HM君 是非、地方の声、現場の声、大事ですので、これを受けて生かしていただきたいと思えます。

さらに、昨年十月七日に閣議決定された地方公共団体情報システム標準化基本方針では、標準準拠システムへの移行完了時に、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、平成三十年度に比べて少なくとも三割の削減を目指すとしております。

しかしながら、標準化システム移行によって、むしろ運用の手間も増え、システム関連経費がかさみ、人材関係のコストが膨らむのではないかと懸念があります。例えば、中小規模の市町村であれば、これまで基幹業務以外でセットでベンダーと契約してきていましたが、標準化システムによって基幹業務とそれ以外の業務が分離されてしまいます。その結果、回線の費用が複数発生したり、連携費用などコスト増が見込まれると考えますが、KTデジタル大臣のこの点に関する御見解を伺います。

○KT国土大臣 このガバクラへの移行につきましては、八件先行で事業を試しにやっております。八件のうち五件ではコストが削減、減るということですが、三つについては増える、増えたというようなことになっております。

このコストが増加した三つにつきましては、現状でガバクラに移行をした、要するに両方が走っているような状況でございますので、これ完全にガバクラに移行することになればもう少しコストのところは抑えることができるというふうに思っております。

それ以外にも、技術的なシステムの構成をもう少し推奨どおりに見直していただいたり、あるいは、ガバメントクラウドの提供、ガバクラのクラウドを提供している事業者が提供するマネージドサービスみたいなものを使っていただくことによってコストが下がる。これは、セキュリティーを始めいろんなものの管理が自動化になりますので、そういうところのコストが下がる。あるいは、新しいシステム、アプリを複数の自治体で共有するというので費用を案分することができますので、これもまたコストが下がる要因になります。

様々コストを下げられる要因がございますので、きっちりこれを進めながら、三割削減という目標の達成に向けて頑張っていきたいと思っておりますが、自治体に御迷惑にならないように、デジ庁としてはしっかりサポートをしながら進めてまいりたいと思っております。

○HM君 是非この点に関してもお願いします。